
資料 8 田辺市地域を創る生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 田辺市生涯学習推進計画(以下「推進計画」という。)が示す基本理念の実現を目指し、生涯学習を通じた住民主体の地域づくりを推進するため、田辺市地域を創る生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習関連情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 推進計画の実施計画策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他生涯学習を通じた地域づくりに関し必要な事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表の委員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長を置き、生涯学習課生涯学習推進係長をもって充てる。
- 3 推進会議に副会長を置き、企画広報課企画調整係長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議を総括し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、生涯学習課生涯学習推進係に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。